

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年5月23日(2022.5.23)

【公開番号】特開2020-108648(P2020-108648A)

【公開日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-028

【出願番号】特願2019-399(P2019-399)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和4年5月13日(2022.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が通過可能な通過領域と、

遊技球が前記通過領域を通過容易となる第1の状態と遊技球が前記通過領域を通過困難となる第2の状態とに変位可能な変位部材と、を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

遊技球が転動可能な球通路を備え、

前記球通路は、

前記変位部材の上流側部位と隣り合う第1の球通路と、

前記変位部材の下流側部位と隣り合う第2の球通路と、を含み、

前記第1の球通路は、転動する遊技球の速度を減速する減速部を有し、

前記変位部材が前記第2の状態となった場合に遊技球が転動可能な底面部となり、周囲の壁部とともに遊技球が転動可能な第3の球通路を構成し、

前記底面部は、前記遊技盤の盤面に略平行な第1の方向と、前記遊技盤の盤面に略垂直な第2の方向と、に遊技球の転動方向を変更可能な第1の方向変更部を有し、

前記壁部は、前記第2の方向に遊技球を誘導可能な第2の方向変更部を有し、

前記第2の方向変更部は、前記変位部材が前記第2の状態となった場合に前記遊技盤の表面よりも手前側に位置し、前記変位部材上を転動する遊技球の転動方向を、前記遊技盤の表面の手前側から前記遊技盤の表面よりも奥側に変更可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上記従来の遊技機では、遊技球の転動方向を変更しつつもスムーズに遊技球を導くことができないという難点があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、上記の点に鑑みてなされたものであり、遊技球の転動方向を変更しつつもスムーズに遊技球を導くことができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

10

上記の目的を達成するために、本発明は、以下のような遊技機を提供する。

本発明は、

遊技球が通過可能な通過領域と、

遊技球が前記通過領域を通過容易となる第1の状態と遊技球が前記通過領域を通過困難となる第2の状態とに変位可能な変位部材と、を有する遊技盤を備えた遊技機であって、

遊技球が転動可能な球通路を備え、

前記球通路は、

前記変位部材の上流側部位と隣り合う第1の球通路と、

前記変位部材の下流側部位と隣り合う第2の球通路と、を含み、

20

前記第1の球通路は、転動する遊技球の速度を減速する減速部を有し、

前記変位部材が前記第2の状態となった場合に遊技球が転動可能な底面部となり、周囲の壁部とともに遊技球が転動可能な第3の球通路を構成し、

前記底面部は、前記遊技盤の盤面に略平行な第1の方向と、前記遊技盤の盤面に略垂直な第2の方向と、に遊技球の転動方向を変更可能な第1の方向変更部を有し、

前記壁部は、前記第2の方向に遊技球を誘導可能な第2の方向変更部を有し、

前記第2の方向変更部は、前記変位部材が前記第2の状態となった場合に前記遊技盤の表面よりも手前側に位置し、前記変位部材上を転動する遊技球の転動方向を、前記遊技盤の表面の手前側から前記遊技盤の表面よりも奥側に変更可能であることを特徴とする遊技機

30

—

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によれば、遊技球の転動方向を変更しつつもスムーズに遊技球を導くことができる遊技機を提供することができる。

40

50